

奈良県告示第五十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県水循環・森林・景観環境部環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び安堵町環境美化センター（生駒郡安堵町大字笠目三二六の一）において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
イシメン株式会社 代表取締役 石田 考志
生駒郡安堵町大字笠目四二六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
イシメン株式会社
生駒郡安堵町大字笠目四二六
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第十六号 麵類製造業の用に供する湯煮施設 四基（太物製造ライン（以下「Aライン」とする。）、蒸茹麵製造ライン（以下「Bライン」とする。）、細物製造ライン（以下「Cライン」とする。）及び割子そば製造ライン（以下「Dライン」とする。））
特定施設の能力	Aライン 五四〇〇食／時

特定施設の工事着手予定年月日	特定施設の工事完成予定年月日	特定施設の使用方法に関する事項	特定施設の使用開始予定年月日		
			Dライン	Cライン	Bライン
			三四〇〇食／時	三四〇〇食／時	三四〇〇食／時

四 特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間

季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）	特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間			
	Aライン	Bライン	Cライン	Dライン
	約十七時間／日	約十四時間／日	約十二時間／日	約十二時間／日

Dライン	Cライン	Bライン	Aライン	Dライン	Cライン	Bライン	Aライン
あり（四月から九月のみ）	あり	なし	あり	約十二時間／日	約十二時間／日	約十四時間／日	約十七時間／日

特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大量(単位 m ³)				特汚	定染	施状	設態	かの	ら通	排常	出の	さ値	れ及	るび	汚最	水大	等の	の値	項目
三五	三一	五三	一四七	一一	四・一	一八	二九七	二〇七	四一〇	五・九	通常								
五五	五一	七六	一七八	二二	六・九	二八	四〇〇	二九〇	八〇〇	六・八	最大								

注 「特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値」については、四基全て同値

五 汚水等の処理方法に関する事項

処理施設の工事着手予定年月日			汚水等の処理方法			処理施設の能力			処理施設の構造			処理施設の種類
C施設	B施設	A施設	C施設	B施設	A施設	C施設	B施設	A施設	C施設	B施設	A施設	
既設	令和二年六月三十日	既設	接触ろ床方式	高速高機能沈降分離	生物接触酸化及び沈殿池	四・二 ³ m ³ /日	一五 ³ m ³ /時	八・四 ³ m ³ /時	FRP製	ステンレス製	鉄筋コンクリート造	排水処理施設①（以下「A施設」とする。）、「排水処理施設②」（以下「B施設」とする。）及び合併浄化槽（以下「C施設」とする。）

生物化学的酸素	水素イオン濃度 (水素指数)			項目	季節的変動の概要 (使用に季節的変動がある場合)	処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間	処理施設の使用開始予定年月日			処理施設の工事完成予定年月日		
	A施設	C施設	B施設				A施設	C施設	B施設	A施設	C施設	B施設
四一〇		六〓八	五・九	通常 最大	なし(全ての施設)	連続使用(全ての施設) 一日当たり二十四時間使用(全ての施設)	許可後直ちに	令和二年八月一日	許可後直ちに	既設	令和二年七月三十一日	既設
八〇〇		六〓八	六・八									
二〇	六〓八	六〓八	六〓八	通常 最大			許可後直ちに	令和二年八月一日	許可後直ちに	既設		
二〇	六〓八	六〓八	六 六〓八・									

ノルマルヘキサ	りん含有量(単位 mg/l)			窒素含有量(単位 mg/l)			S (単位 mg/l)		浮遊物質質量(S)			化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/l)			要求量(BOD)(単位 mg/l)	
	A施設	B施設	C施設	A施設	B施設	C施設	A施設	B施設	A施設	B施設	C施設	A施設	B施設	C施設	B施設	
一一	/	四・一	四・一	/	一八	一八	/	二九七	二九七	/	二〇七	二〇七	/	四一〇		
二二	/	六・九	六・九	/	二八	二八	/	四〇〇	四〇〇	/	二九〇	二九〇	/	八〇〇		
一〇	六	〇・八	三	六〇	八	一五	三〇	五〇	五〇	六〇	二五	三〇	二〇	二〇		
二〇	六	一	三	六〇	一〇	一五	三〇	七〇	七〇	六〇	三〇	三〇	二〇	二〇		

排出水の汚濁状態							項目
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 mg/l)	りん含有量(単位 mg/l)	窒素含有量(単位 mg/l)	浮遊物質質量(SS)(単位 mg/l)	化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/l)	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位 mg/l)	水素イオン濃度(水素指数)	
三〇	〇・八	八	五〇	二五	二〇	六〜八	通常
三〇	一	一〇	七〇	三〇	二五	六〜八	最大

六 排出水の汚濁状態及び量

汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の一日当たりの通常の間及び最大の間(単位 m ³)	ン抽出物質含有量(単位 mg/l)			
	C施設	B施設	A施設	C施設
四	二六六	二六六	二六六	一一
四	三六〇	三六〇	三六〇	二二
四	二六六	二六六	二〇	一〇
四	三六〇	三六〇	二〇	二〇

排水の量 (単位 m^3 / 日)	位
	mg / l
二七〇	
三六四	